

2017. 10. 13

矢作川流域圏の森づくりガイドライン（素案）

1. 矢作川流域圏の森づくりについての基本的な考え方（木材生産と公益的機能のバランス、森林所有者や市民の責務など）

2008年8月29日の岡崎豪雨災害から9年、2000年9月11～12日の東海（恵南）豪雨災害から17年が経過した。1972年の47豪雨災害と同様、東海豪雨災害も私たちの記憶から消えつつある。岡崎豪雨、東海豪雨と同規模かそれ以上の豪雨と、それに伴う水害や土砂災害は、毎年のように日本のどこかで発生している（2017年九州北部豪雨、2016年岩手県岩泉町、2015年関東・東北豪雨、2014年広島土砂災害など）が、私たちはそれらをテレビで見ただけで、他人事として受け止めている人が大半になりつつある。

矢作川流域圏の森づくりガイドラインは、東海豪雨と同程度かそれ以上の豪雨が矢作川流域圏に襲来する可能性を想定し、災害を軽減する流域の森づくりとは何かを示すものである。

矢作川流域圏は3県にまたがる複数の市町村に属しているが、上流で発生した自然現象が中下流の都市に甚大な被害をもたらす、という水害、土砂災害、流木災害の特性や、上流の森林で覆われた山に降った雨を矢作ダムに貯水し、中下流で取水して水資源として利用している実態、矢作ダムの堆砂量が計画堆砂量に近付いている実態を踏まえれば、**流域圏として統一のとれた森林の取扱いを定め、それを目標として3県および流域圏内市町村がともに努力すること**が、流域圏が一体となった災害の軽減と水資源の安定供給を実現する唯一の道である。

日本の法制度上、森林は土地所有者の所有物であるが、法律以前の全世界共通の社会規範として、森林は公益的機能を持っており、流域圏の森林は流域圏住民の貴重な共有財産でもある。市民も、森林所有者も、この社会規範を忘れがちであり、行政が中心となって、この社会規範を再認識してもらうための教育を行う必要がある。

森林所有者には、流域圏住民の連携協力のもとに、森林の水源涵養機能、土砂流出・崩壊防止機能を発揮できる森林を維持する活動を主導する役割が求められている。そのために必要な経費は流域圏住民によって支払われるべきものである。森林からの木材生産は、森林の水源涵養機能、土砂流出・崩壊防止機能を著しく損なわない方式により行われることが望ましい。そのような木材生産方式は、低コストだけを追及する木材生産と比べて追

加的な経費が発生することがあるが、この追加的経費は木材消費者によって支払われるべきである。

現在の森林・林業界は、補助金への依存度が高く、補助金がなければ何もできない状況に陥っている。このような状況下では、100年の計と言われる森づくりが、政権与党の政策に左右されることになる。民主主義の下では、政権与党は国民の多数派を占める都市住民の意向によって左右にぶれ続けるため、政権与党の下で政策を実行する政府は、森づくりの主体として適切な主体とはいえない。都道府県や市町村も同様である。

100年の森づくりを目指すなら、適切な主体でない者がルールを決める補助金に振り回されることなく、何があろうとぶれない森づくりを目指すのが王道である。補助金はそれを支えるために利用する手段の一つに過ぎない。このことから、森づくりの主体となりうるのは一義的には「森林所有者」であり、それを補佐する組織が「地域コミュニティ」である。

これらの主体と補佐組織が、そこに住み続ける意味や誇りを見失いようにしつつ、未来世代に引き継ぎたい森の姿を目標として共有し、目標を達成する手段について知恵を絞ることが重要である。

2. 皆伐一斉造林についての考え方（風化花崗岩地帯では、10～20年後に崩壊リスク増大、搬出方法（架線系・道路系）、ニホンジカ食害リスク）

国の森林・林業政策は、2010年民主党政権下で「切り捨て間伐はもったいない」、2016年安倍政権下で「林業の成長産業化」の名のもと、公益的機能よりも木材生産の重視、さらに搬出間伐（利用間伐、収入間伐）から皆伐へシフトしてきた。国の論理では、林道・森林作業道等の路網の密度がヨーロッパ等の林業先進国と比べて日本は非常に低く（オーストリア 89m/ha、日本 21m/ha）、それゆえに伐採搬出コストが高くなっている、という説明がなされ、林業を成長産業化するために先行的な路網整備をしていく方向性が打ち出されている。

このような政策転換は、これまでの日本の伝統的な「公益的機能に配慮した森林の取扱い」と決別し、「公益的機能を犠牲にして低コストを追及する木材生産」へシフトしたと受け止められる。ヨーロッパ等の林業先進国では「林業＝環境破壊産業」とみなされ、攻撃

された過去があり、環境保護団体の批判をかわすため、森林認証制度が始まったが、拡大造林期に造成した人工林が収穫期を迎え、日本もようやくその流れのスタートラインに立ったと解釈することができる。

もし日本においても、ヨーロッパ等の林業先進国並みに森林認証制度の普及が進んでいれば、公益的機能に配慮した木材生産が可能かもしれないが、現在の日本は、認証森林の割合はわずか2%であり（スウェーデン85%、フィンランド80%、オーストリア77%、ドイツ75%）、森林認証制度の認知度も極めて低い。この状態を初期条件として、林業の成長産業化を性急に指向し、そのために新規の路網整備に投資することは、防災の観点から、危険極まりない選択だと言わざるを得ない。ただでさえ自治体の財政難により、現存している市町村道すら、すべてを維持できなくなりつつあるが、新たな道路を作って、それをどのように長期的に維持管理できるのか、道筋が示されていない。

本ガイドラインでは、収穫期を迎えた人工林の立木を収穫する行為は否定しないが、その手段として、極力、既存の道路を利用して伐採搬出することを推奨する。既存道路でアクセスできない森林で伐採搬出する場合は、公的資金で新たに恒久的な道路を作ることは避け、伐採搬出は1回限り使用する搬出路によるか、または、架線集材によることを推奨する。

木材生産を主目的とするなら、その手段としては、間伐よりも択伐や皆伐のほうが効率の良い方法であり、その技術も確立されている。伐採跡地に植栽する・しないにかかわらず、伐採跡地が木本植物に覆われるための手当てを講じるならば、皆伐は否定されない。ただし、伐倒木の伐根が腐る10~20年後に土砂崩れのリスクが高まることから、仮に崩れても致命的な災害にならないよう、小面積でモザイク状に行うことが推奨される。またシカ等の野生動物の食害が発生する場所では、蹄圧による土壌浸食が起こらないよう、シカ柵などの対策を講じる必要がある。

3. 搬出間伐についての考え方（間伐率、搬出方法（架線系・道路系）

4. 伐り置き間伐についての考え方（置き方など）

3-1. 間伐率

搬出する・しないに関わらず、間伐を行う際の間伐率については、保安林の指定施業要件や市町村森林整備計画において上限が定められている。指定施業要件の上限間伐率は材

積 35%まで引き上げられたため、上限か、または上限に近い間伐率で間伐を行うと「強度間伐」となる。

一方で、伝統的に行われてきたのは 10 年に 1 回程度の高頻度で本数 20~30%、材積 10~20%の小さい割合の間伐を繰り返す手法であり、これを「通常間伐」と称する。

近年「強度間伐」が「通常間伐」に代わって推進されている理由は、間伐の頻度を下げ、必要経費を節約することが主目的である。「強度間伐」のデメリットは、間伐直後は残存木が風害や雪害に弱いことである。過密人工林では隣り合う木の樹冠が触れ合っており、木はお互い支え合いながら立っているため、1 本 1 本の木の幹や根は、樹冠の葉や枝を支えて自立する強さを備えていない。隣接する木の根が癒着していることもある。このような状態で間伐をすると、1 本の木を支えている周辺の木がなくなることで、支えがなくなり、折れたり倒れたりしやすくなる。これは森林所有者にとっては損失のように見えるかもしれないが、このようなパターンで損傷した木は、樹冠の葉や枝の重量に対して幹や根が相対的に弱い木であり、財産としての価値が低い木である。強度間伐に加えて自然の作用により、植栽木の本数が一段と減少することは、流木災害における流木の量を減らすことに寄与する。また弱い木が淘汰されることで、単木でも樹冠の葉や枝を幹や根が支えられるような強い木だけが残存する森林に変化してゆくことも期待される。

一方、「通常間伐」の場合、風害や雪害のリスクは低下するが、木がお互い支え合っている状態が継続することになるため、頻度の低い豪雨時に斜面全体が崩壊するリスクは高いまま保たれる。

まとめると、頻度の高い軽微な災害に備えるなら「通常間伐」、頻度は低い規模が大きい災害に備えるなら「強度間伐」を選択するのが賢明である。



植栽木はお互いの樹冠が触れ合ってお互いを支えているので、根の深さが浅くても倒れずに立っていられる。一本一本の木がそれぞれ自立

できる根を持っているわけではない。(2017年7月九州北部豪雨災害被災地にて、葺治撮影)

3-2. 間伐方法 (伐り置きか、搬出か)

3-3. 搬出方法

4. 伐り置きの方法

5. 溪流沿いの人工林についての考え方 (流木リスク軽減のための樹木除去など)

6. 尾根筋の人工林についての考え方 (針広混交林化など)

7. 広葉樹二次林についての考え方

8. その他